

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、青山商事株式会社と称し、英文ではAOYAMA TRADING Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種衣料品の製造並びに販売に関する事業
- (2) 百貨店業
- (3) 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及び金銭の貸借の保証並びにクレジットカード取扱いに関する事業
- (4) ホテル、スポーツ施設の経営に関する事業
- (5) 事務機器、通信機器並びに音響機器の販売及び賃貸に関する事業
- (6) 一般旅行業及び旅行斡旋に関する事業
- (7) テレビゲームソフトの売買に関する事業
- (8) 音楽用コンパクトディスク及びレーザーディスク、デジタルビデオディスク及びビデオテープの売買に関する事業
- (9) 電気通信機器の販売に関する事業
- (10) 古物の売買に関する事業
- (11) 倉庫業
- (12) ソフトウェアの販売に関する事業
- (13) 商標権、特許権、著作権等の知的財産権の取得、貸与及び販売に関する事業
- (14) 不動産、店舗設備、什器備品、住宅設備機器及びそれらの使用权の売買、賃貸借、管理及び斡旋
- (15) 衣服及び皮革クリーニング業及び取次ぎ業務
- (16) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を広島県福山市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、523,923,300株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株式名簿管理人を置く。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求(以下、買増請求という。)することができる。

ただし、買増請求があるときに、当社が売り渡す数の自己株式を有していない場合はこの限りではない。

(単元未満株主の権利)

第11条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会の招集時期及び招集権者)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役の中から取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名選定することができる。
- 3 取締役社長は、当会社を代表し、当会社の業務を統轄する。

(名誉会長・相談役・顧問)

第22条 取締役会は、その決議によって、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急に必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があれば、招集の手続を経ずして取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役選任の方法)

第31条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。

(常任監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常任監査役若干名を選定することができる。常任監査役は常勤とする。

(監査役会)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急に必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があれば、招集の手続きを経ずして監査役会を開催することができる。

3 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人選任の方法)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、期末配当という。)を支払う。

- 2 当会社は前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第42条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には、利息を付けないものとする。